

令和3年度 第4回 常設審議委員会 次第

日時 令和 3年 6月25日（金）

【メモ】

1 質問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく質問について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

2 報 告

- 1) 令和3年産主食用米の作付転換の取り組み状況について
- 2) 「農地等関連施策の見直しについて（とりまとめ）」について
- 3) 令和4年度農林関係税制改正要望に関する全国農業会議所へ提出する要望事項について
- 4) 令和4年度農業政策・予算に関する要望書に関する要請状況について

次回 令和3年度第4回常設審議委員会は、令和 3年 7月21日（水曜日）

開会時間は、13：30です。

場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。（予定）

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

北海道農業再生協議会水田部会における 令和3年産の需要に応じた米生産の取組経過

R3.5.21 北海道農業再生協議会水田部会

- 令和3年3月18日、北海道農業再生協議会水田部会において、3年産主食用米の生産量を前年実績から2万トン、面積で3,600ha削減し、飼料用米等へ作付転換することを決定。
- 新たな米政策が開始された平成30年産以降の転換面積3,300haを大きく上回る主食用米の減産となるが、国は、水田フル活用に必要な施策として、R2補正とR3当初を合わせ、対前年度350億円増の3,400億円と例年以上の予算を措置したところであり、これら国の施策を最大限に活用し、関係機関・団体が一体となって取組を推進。

時期	取組内容
2年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道水田部会（第2回）の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年産米「生産の目安」の設定
2年12月16~18日 (3回)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域担当者説明会で、地域協議会ごとの目安の提示・説明と、地域での目安に即した米生産の推進を周知
3年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域担当者説明会で、全国の需給動向や、産地交付金と水田リノベ事業の活用による需要に応じた米生産の推進を周知
3年2月4, 8, 10日 (3回)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域協議会向け個別相談会で、産地交付金と水田リノベ事業の活用を推進
3年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道水田部会（第3回）の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独自調査による主食用米等の作付動向について報告（主食用米作付面積は2年産実績から462ha減少） ・ 飼料用米の一層の作付推進、産地交付金（道枠）による支援の充実を図ることを決定
3年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道水田部会（第4回）の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主食用米から飼料用米等への作付転換（2万トン、面積換算で3,600ha）に取り組むことを決定 ◆ オール北海道での取組となるよう地域協議会へ取組の推進を依頼
3年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域担当者説明会で、国が予算措置している3,400億円の水田フル活用関連施策を最大限に活用し、主食用米から飼料用米等への作付転換に取り組むよう協力依頼
3年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域担当者説明会で、水田リノベーション事業の採択結果や転換作物拡大加算について重点的に説明し、特にこれらの補助金・交付金を最大限に確保・有効活用するよう周知

令和3年産主食用米の作付転換の取組状況等（5月15日現在）と今後の対応について

R3.5.21 北海道農業再生協議会水田部会

1 令和3年産主食用米の作付転換の取組状況等調査結果について

- R3.3.18開催の道再生協水田部会で決定した「令和3年産主食用米から飼料用米等への作付転換の取組」の状況を把握するため、全道118の地域協議会の協力の下、独自に取組状況等調査を実施（今後の作付意向等を加味した面積を調査）
- 集計結果は次のとおり
 - (1) 水稲全体の作付は、2年産実績に比べ1,096ha減の103,576haの見込み
 - (2) 主食用米の作付は、2年産実績に比べ4,760ha減の90,540haの見込み（▲5.0%減）
うち主食用うるち米の作付は、2年産実績に比べ約4,400ha減の84,800haの見込みで、作付転換の推進目標（3,600ha削減）は達成する見込み
 - (3) 非主食用米(加工用+その他)の作付は、2年産実績に比べ3,664ha増の13,036haの見込み
うち飼料用米の作付は、2年産実績に比べ3,480ha増の5,345ha

(単位：ha)

区分		水稲全体									
		主食用	加工用	その他	飼料用米	新市場開拓用米	米粉用米	WCS	備蓄用米	その他	
調査結果	①	103,576	90,540	5,865	7,171	5,345	675	69	681	387	14
R2実績	②	104,672	95,300	5,858	3,514	1,865	635	51	574	389	—
R3目安	③	105,769	95,881	5,762	4,126	—	—	—	—	—	—
R2実績との差	①-②	▲ 1,096	▲ 4,760	7	3,657	3,480	40	18	107	▲ 2	14
R3目安との差	①-③	▲ 2,193	▲ 5,341	103	3,045	—	—	—	—	—	—

2 今後の対応について

- (1) 農業団体等と連携し、引き続き、各地域における推進目標の達成を働きかけるとともに、6月末の新規需要米取組計画書の提出期限に向けて、全道的な作付転換の取組を推進していく。
- (2) 推進の結果、産地交付金（道枠）の減額調整が必要になった場合でも、安心して取り組むことができる支援水準となるよう検討する。
- (3) 必要に応じて取組状況等調査を実施し、作付転換の取組状況の把握に努める。

人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）

令和3年5月
農林水産省

1 総論

我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。

今後、食料の安定供給の確保と食料自給率の向上を図りつつ、輸出の促進、コメから高収益作物への転換、スマート農業の実装、マーケットインによる生産・販売、環境と調和のとれた生産など、農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが必要である。

2 人・農地プラン

- (1) 人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとし、法定化を含めて位置付け、地域住民への理解の浸透を図る。
- (2) 人・農地プランにおいて、「農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人」として、多様な経営体等（継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、作業・機械を共同で行う等しつつ農業を副業的に営む半農半Xの経営体など）を、認定農業者等とともに積極的に位置付け、その利用を後押しする。
- (3) 人・農地プランについて、現場で取り組みやすい環境を整備しつつ、地域で、それぞれの状況を踏まえ、農地を具体的にどのように利用・活用していくのか、農業生産をどのようにしていくのか等を話合った上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

3 農地バンク等

- (1) 農地バンク、都道府県、農業委員会、市町村等の関係機関の活動について、
 - ① 人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、
 - ② 農地バンクを軸として、農業委員会が現場で収集した農地情報等を踏まえ、それぞれの明確な役割分担の下、
 - ③ 共通の具体的方針に基づいて、ワンチームとなって、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借等を進めるといった能動的アプローチへと転換する。

(2) 農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、「目標地図」の実現に向けた貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進する措置を講ずる。

この場合の農地バンクによる貸借の運用を抜本的に見直す。

(3) 地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる仕組み及び都市部等に居住する相続人が引き継いだ農地を安心して委ねられる仕組みを構築する。

4 人の確保・育成

(1) 市町村が人・農地プランの策定に注力し、「目標地図」の実現に向けた具体的な人の位置付けを担う一方、地域の内外から広く人を確保しなければならない状況等を踏まえ、都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関（農業に関する団体等）のサポートの下、人の確保と育成について方針の策定等を行う。

(2) 新規就農

- ① 都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関のサポートの下、新規就農の確保・育成について方針の策定等を行い、農地の取得、機械・施設の導入や販路の確保などのきめ細かな支援を実施する。
- ② 若者等の農業への一層の呼び込みと定着を図るため、農業の魅力の発信を行うとともに、別途、幅広い層の意見を聞く場を設ける。

(3) 集落営農について、法人化に加え、機械の共同利用や人材の確保につながる広域化、経営の多角化や高収益作物の導入など、それぞれの状況に応じた取組を促進する。

(4) 地域を越えた広域での人材のマッチングや関係機関によるサポートなど、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。

(5) 農業者による事業展開の促進

- ① 農地の最大限の利用に向けて、持続的な農地利用や広域的活動・経営多角化等について、資金面等で後押しする。
- ② 地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。

5 持続的な農地利用を支える取組の推進

- (1) 今後、人・農地プランの「目標地図」の実現に向け、農業支援サービス事業体について、プランに位置付けることも含め、その活動の活発化を図る。
- (2) 農協の農作業受託の取組を、質・量ともに組合員や地域の期待に応えられるようにし、より多くの農協が農業経営に取り組みやすいようになるとともに、複数の農事組合法人間の連携を深めやすくする。
- (3) 産地間連携等による労働力調整を促進するとともに、激化する人材獲得競争の中で、他産業並の労働環境等により、農業に携わる者を確保する観点から、別途、働きやすい労働環境づくりのあり方を検討する場を設ける。

6 農村における所得と雇用機会の確保

- (1) 中山間地域等直接支払制度において、第5期対策（令和2年度～）から導入した「集落戦略」がより実践的になるような方策を検討するとともに、集落機能強化等を後押しする加算措置の更なる活用を推進する。
- (2) 大規模な経営が困難な中山間地域においては、地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営に係る施策の充実を図る。
- (3) 農山漁村の担い手として、農業以外の事業にも取り組む農業者（半農半X）など、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進するため、今後は、
 - ① 農泊、農福連携、ジビエをはじめとする農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組
 - ② 農業者だけでなく、地域の多様な主体が一体となった取組
 - ③ 「農村地域づくり事業体（農村RMO）」による取組等、地域資源をフル活用して事業展開することにより、所得確保手段の多角化が図られるよう、6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させる。
- (4) 農山漁村発イノベーションの担い手として、令和2年度からスタートした「特定地域づくり事業協同組合」の仕組みや、「労働者協同組合」の仕組みを活用した人材マッチング等を推進する。
- (5) 農山漁村発イノベーションや地域コミュニティ形成の場等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続を進めることを可能とする。

7 安心・安全な生活環境の確保

(1) 中山間地域等を中心に、

- ① 農村集落における地域資源の保全管理・活用に係る将来の方向性や取組についての合意形成と、それに基づく共同活動の推進
- ② 複数の農村集落の機能を補完する農村地域づくり事業体(農村RM〇)の育成等、地域資源の最適配分を図りつつ、効率的に農村地域を運営するための仕組みを構築する。

(2) 地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援や、既存の集落営農組織が農作業の共同化や農地の保全等に加えて事業の多角化を図る場合の支援を行う。

(3) 国土交通省等と連携し、流域治水対策を推進するとともに、ため池等の豪雨対策を速やかに実施できることとする。

(4) 総務省と連携し、農村地域の情報通信環境の構築に係るガイドラインを作成し、光ファイバ、無線基地局等の整備等を推進する。

(5) 集落・自治体が描く農村のグランドデザインに沿って、関係府省と連携しつつ、生活インフラのほか、地域医療や生活交通等のネットワークにも配慮し、「小さな拠点」を整備するとともに、域内で財・サービスが循環する仕組みの構築を推進する。

8 農地の長期的な利用

(1) 受け手のいない農地について、食料の安定供給のための農地の確保を前提として、長期的な視点を踏まえ、

- ① 有機栽培や放牧、鳥獣緩衝帯など、農地や土壤についての持続可能な利用を図るために必要な施策
- ② 関係者が話し合いを通じて地域の土地利用を提案できる仕組み
- ③ 農地集積・集約化の加速や持続可能な土地利用に資する農地・農業水利施設の整備等に対する農家負担の軽減を含む支援等を措置する。

(2) ほ場整備の実施に当たっては、権利関係の十分な調査・調整や財産管理制度の有効活用を図るとともに、粗放的管理などに関する地域内の話し合いを踏まえて、計画を策定する。

9 農村をサポートする人材の育成

- (1) 令和3年度から開始された、地方自治体職員等を対象とした地域サポートの担い手となる「地域づくり人材」を養成する「農村プロデューサー養成講座」について、講座修了生同士で支え合いながら活動できる環境を整備するためのネットワークを構築する等、その更なる充実を図る。
- (2) 専門的な知識を有する人材の活用も含め、市町村を超える範囲もカバーする中間支援組織など、関係府省と連携しながら自治体等に対する広域的なサポート体制を構築するための施策を講ずる。
- (3) 小規模な基盤整備を円滑に実施することができるよう、市町村や土地改良区を土地改良事業団体連合会がサポートする仕組み等を構築する。
- (4) 関係省庁・機関等の地方創生施策と連携を図りつつ、農業への関心層を獲得するため、
① 農産物の購入、農山漁村旅行、ユニバーサル農園での農業体験等を通じた「農村ファン」づくり
② 農村における多様な関わりを希望する人材を募り、JAグループ等とも連携し、そうした人材を必要とする農村とマッチングする機能の構築
③ 都市農地や農業への都市住民の理解の醸成等を推進する。

10 関係府省等と連携した仕組みづくり

- (1) 既存の施策では対応が難しい新たな政策課題が抽出された場合には、関係府省と連携して、新たな施策を検討する。
- (2) 地方自治体や地域の農業者等の事務負担の軽減を図るため、事務手続書類の簡素化、デジタル技術の活用等を図る。

11 今後の進め方

今回の見直し方向に基づき、来年の通常国会に必要な法律案を提出することを念頭に、農業現場等の意見や懸念を踏まえつつ、具体的な内容等について検討し、年内を目途に関連施策パッケージをとりまとめる。

12 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

【令和2年度第3次補正予算額 29,000百万円】

<対策のポイント>

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、産地と実需者の連携に基づいた、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた米や高収益作物等を生産する産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 27,000百万円

水田リノベーション産地・実需協働プラン（右記参照）に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援します。

[交付単価] 4万円/10a

[対象品目] 令和3年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆

※1 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。

※2 高収益作物及び麦・大豆については、加工等の用途指定があります。

※3 本支援の対象となった面積は、令和3年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米：2万円/10a、麦・大豆：3.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。

2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援 2,000百万円

プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援します。

（補助率：1/2以内）

※ 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト（KKP）に加入していることを要件とします。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【水田リノベーション産地・実需協働プラン】

✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

新市場開拓用米、加工用米

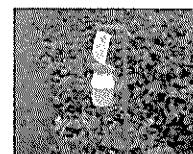
低コスト生産



[例] 直播栽培

高収益作物

植物検疫等に対応した生産



[例] フェロモントラップの設置

麦・大豆

単収の高位安定化



[例] 土壤診断

需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援



[例] 輸出向けパックご飯の
製造ライン増設



[例] 冷凍野菜製造ラインを国産
野菜仕様に切り替える改修



[例] 輸出向け集荷・
貯蔵施設の整備

[お問い合わせ先] 政策統括官付穀物課 (03-6744-2108)

R3.05.20

農地将来像を地図に

政府・自民案 貸借促進は、バンク軸

政府・自民党の農地関連施策の取りまとめ案が19日、判明した。「人・農地プラン」を法定化するとともに、農地の集約に向け、地域の農地利用の将来像を「目標地図」として明確化するのが柱。農地の貸借を促進する手法は、農地中間管理機構（農地集積バンク）の経由を「軸」とするよう提起する。

自民党農地政策検討委員会（林芳正委員長）での論点整理を反映し、農水省がまとめた。週内に決定し、来年の通常国会への法案提出を急頭に、年内に具体策を取りまとめる。人口減少を見据え、地域で農業を行う人や農地をどう確保するかが焦点となっていた。

人・農地プランで具

畜舎ごとに責任者を

農水省 防疫指針見直し着手

農水省は19日、鳥インフルエンザや豚熱に関する、特定家畜伝染病防疫指針と飼養衛生管理基準の順守を補助事業規模や、農業以外の仕事も持つ「半農半工」など多様な経営を位置化した「目標地図」

の実現に向けては、バンク、都道府県、農業委員会、市町村などが一体的に進めるよう提起。賃借を促進するため、バンクによる運用は抜本的に見直す。

付ける。人口減少に伴う担い手不足を踏まえ

た。農作業受託や人材派遣などの「農業支援サービス」を位置付けることや、複数の農事組合法人間や産地間の連携による労働力調整の促進も盛り込む。

農水省は19日、鳥インフルエンザや豚熱に関する、特定家畜伝染病防疫指針と飼養衛生管理基準の順守を補助事業規模や、農業以外の仕事も持つ「半農半工」など多様な経営を位置化した「目標地図」

の畜舎（じゆしゃ）の責任者の畜鷄舎（じゆけんしゃ）の責任者を盛り込んだ方針を決めた。飼養衛生管理基準の順守を補助事業などの要件とするクロスコンプライアンス導入や、大規模農場で協同組織（じゆうしやくしき）の画面を持つユニークな事業モデル（ユニーク）だとし、今後も役割を發揮する考え方を示した。日本進歩の会の藤田文武氏（ふじたぶんぶじ）が質問に答

貯保法改正案を可決

衆院農水委 中金事業運営で質疑

指している」と述べた。

八木氏は、農林中金が運用益の還元でJAの経営安定を支えていくと説明。「（国際的

化）への貢献が大きい」と

指して、「（国際的

衆院農水委員会でつくる国際機関は、たJAから農業者へのナーバル・マネジメント

方針に対する場合

の問題を解決する方針

が28回あった。自

治の合意が必要とな

農地所有適格法人の議決権要件に関わる資

金調達については、「地元の信頼を得ながら実績を上げ、農業の成長産業化に取り組もうとする場合」に、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする方針。農地利用に対し農業関係者による決定権の確保や、農村現場の懸念を払拭（ふつしょく）する措置を講じる必要性を提起す

る。同省は農場によって銅養衛生管理基準の順守度合いに差が大きいと指摘。鳥インフルエンザでは殺処分の半数に当たる495万羽が農場であること、豚熱ではワクチン接種農場での発生で、複数の豚舎に感染が広がってい

た。

同省は農場によって銅養衛生管理基準の順守度合いに差が大きいと指摘。鳥インフルエンザでは殺処分の半数に当たる495万羽が農場であること、豚熱ではワクチン接種農場での発生で、複数の豚舎に感染が広がってい

た。

今季は鳥イン

ンザで18県52事

件に

国産の菌床 表示で守れ

青山大氏（衆・比例北関東・立憲）

要をな純示し日す菌ど

アンテナ



政府は、新型ウイルスワクチ

ウイルスワクチ

ウイルスワクチ

ウイルスワクチ

ウイルスワクチ

接種証明発行検討チーム登

接種証明発行

接種証明発行

接種証明発行

接種証明発行

